## 主 文 本件抗告を却下する。 理 由

抗告代理人は、名古屋家庭裁判所が昭和二十四年九月十五日なした別紙第一の決定並同月十七日になした別紙第二の決定は何れも之を取消す、又は申立人(A)が一定の期間内に金千万円又は裁判所が相当と認むる保証金を供託しないときは名古屋家庭裁判所が昭和二十四年九月十五日になした別紙第一の決定並同月十七日になした別紙第二の決定は何れも之を取消す、又は少くとも名古屋家庭裁判所が昭和二十四年九月十五日になした別紙第一の決定中第四並同月十七日になした別紙第二の決定は何れも之を取消すとの決定を求め其の抗告理由は別紙の通りであつて家事審判法第七条非訟事件手続法第二十条の規定によつて抗告の申立をすると謂うのである。

以上の如く別紙第一、第二の決定に対しては通常抗告はもちろん即時抗告もなし得ないのであるから本件抗告は不適法である。仍て本件抗告を却下すべく家事審判法第七条非訟事件手続法第二十五条民事訴訟法第四百十四条第三百八十三条第百十四条第二項に従い主文の如く決定する。

(裁判長裁判官 中島奨 裁判官 石谷三郎 裁判官 縣宏) (別 紙)

<記載内容は末尾1添付>